

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「生涯現役の島づくり」周防大島みなと再生プラン

2 地域再生計画の作成主体の名称

山口県

山口県大島郡周防大島町

3 地域再生計画の区域

山口県大島郡周防大島町の全域

4 地域再生計画の目標

周防大島町は、山口県東南部、瀬戸内海に浮かぶ屋代島諸島で、総面積138.05km²と瀬戸内海3番目の面積を有し、大島瀬戸を渡る大島大橋によって本土と連結している。年間を通じて比較的温暖な気象で、地勢は、全般的に山岳起伏で勾配がきつく、一部の平野を除いて海岸部に狭隘な平地が点在している。

産業は、山の斜面を利用した柑橘栽培を主とする農業や沿岸を漁場とする水産業の第一次産業を中心に発展してきたが、高度経済成長期以降、若年層から中高年層が都市部に流出することによって急激に過疎化・高齢化が進み、産業も衰退してきたところである。特に労働条件が厳しく収入も不安定な水産業は、その傾向が顕著となっている。

しかしながら、本町は温暖な気候や柔和な風土など人にやさしい環境から、いつまでも元気に働く高齢者が多く、本町の産業を支えているところである。また、近年、都市部に流出した者が、都市型生活の現役を終え、生まれ育った町にUターンする事象や、本町の恵まれた環境を見聞きし、J・Iターンを希望する者も少なくなく、いずれも「周防大島型産業構造」

(第一次産業就業者の多くが高齢者)にとっては、働き盛りである彼らは大切な担い手であり後継者である。こうした地域特性を踏まえ、「元気、にこにこ、安心の島づくり」を目指し、超高齢化社会に対応する「高齢者モデル居住圏事業」に積極的に取り組み、高齢者がいつまでも働ける「生涯現役の島づくり」の環境整備に向けて町をあげて推進しているところである。

特に水産業の振興については、今日まで、海岸及び海底清掃、魚礁設置事業、種苗の中間育成や種苗放流など漁場の環境改善に取り組んできたが、これらの取組みに加え、住域に合った高齢者にやさしい港湾、漁港の整備をし、作業の軽量化、安全性の向上、操業日数の増加による生産性の向上、それに伴う就業後継者の増加と就業年齢の延長を図り、総合的な水産業の再生を促す。

さらに、漁業だけでなく、遊漁や地引網、関連事業による特産品の開発や販路の拡大、交流連携などにより第一次産業の商業・観光化を図り、高齢者が長年培ってきた技術や知恵を生かしながら、長く現役で関われる「生涯現役の島づくり」を目指す。

(目標 1) 年々減少傾向にある一経営体平均漁獲高の増加 (H15 年度 : 314 万円→H25 年度 : 333 万円)

(目標 2) 漁業従事者の減少緩和 (漁業従事者の年間減少者数 H10 年度～15 年度平均 : 32 人→H20 年度～25 年度平均 : 19 人)

(目標 3) 周防大島を訪れる観光客数の増加 (H15 年度 : 690,616 人→H22 年度 : 725,000 人)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

漁船を安全かつ容易に管理し、労務の負担を軽減するため、久賀港、安下庄港及び小松港に、悪天候時の静穏度を確保するための防波堤及び護岸を整備する。また、三蒲漁港、和田漁港、日良居漁港及び志佐漁港については、防波堤の整備に加えて、物揚場、浮棧橋、漁港施設用地や道路施設等を整備し、作業の軽量化、効率化を図る。

さらに、種苗放流や直販施設の整備などの生産基盤改良及び流通改善事業を一体的に行い、水産業再生の環境を整える。

併せて、ブルー・ツーリズムや住民活動団体の交流や情報発信事業により、第一次産業の商業・観光化、交流のためのツール化を図る。

5-2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

整備箇所は、別添の整備箇所を示した図面による。

[施設の種類 (事業区域)、事業主体]

- ・ 港湾施設 (久賀港、安下庄港、小松港) 山口県
- ・ 漁港施設 (三蒲漁港、和田漁港、日良居漁港、志佐漁港)

[整備量]

- ・ 港湾施設・・・外郭施設 防波堤、護岸
- ・ 漁港施設・・・外郭施設 防波堤、護岸
- 係留施設 物揚場、浮棧橋
- 輸送施設 道路
- 漁港施設用地
- 泊地浚渫

[事業期間]

- ・ 港湾施設
平成 17 年度～平成 21 年度
- ・ 漁港施設
平成 17 年度～平成 21 年度

[事業費]

- 総事業費 1,884,500 千円 (うち交付金 837900 千円)
- ・ 港湾施設
1,043,500 千円 (うち交付金 417,400 千円)
- ・ 漁港施設
841,000 千円 (うち交付金 420,500 千円)

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取組み

該当なし

5-3-2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取組み

(1) 生産基盤改良のための事業

[水産基盤の整備]

水産業の基盤整備として、白木漁港、油田漁港、浮島漁港の施設整備を促進する。

[種苗放流、中間育成]

近年減少している水産資源の増加を図るため、地先定着型魚種の放流や、放流成果の効率を高めるための中間育成事業を行う。

[漁場環境の保全対策]

急激に悪化しつつある漁場環境を改善するために海底清掃を行い、水産物の増加を図る。

水産物が生育するために必要な藻場の減少消滅により、漁場が悪化

していることから、藻場の造成、育成を行い、漁場環境の保全を図る。

(2) 流通改善のための事業

[漁業担い手の育成]

販路拡張を図るための直販施設を整備し、儲かる漁業への取組みを支援する。

[ルーラルフェスタ]

生産物を特産品化するための活動を支援し、また、特産品販売のイベントを開催することにより、商品化や販路の拡大を図る。

(3) 交流と情報発信のための事業

[ブルー・ツーリズム]

都市と漁村の交流による漁業の観光化を図り、漁村地域の活性化と漁家所得の向上を図る。

[住民活動の支援]

島づくりを行う町民活動団体が実施する事業を支援し、交流や情報発信による「周防大島ファン」を増加させ、観光者や定住者として受け入れながら、高齢者の積極的な関わりにより、「生きがい」の発見を図る。

6 計画期間

平成17年度～21年度（5ヵ年）

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4の目標に照らし状況を調査・評価する。また、必要に応じて、事業の内容の見直しを図るため、「公共事業再評価委員会」において施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし